

第3 健康づくり事業



1 健康づくり推進事業

市民の主体的な健康づくりを支援し、生活習慣病などの健康に関する教室を開催することにより、健康に関する知識の普及・啓発を図る。また、主体的に健康づくりに取り組むことができる環境を整備するために、市民・関係機関・団体・行政が連携し、健康長寿のまちづくりを推進していく。

(1) 健康づくりボランティア養成講座

ア 目的

市民が主体的に健康づくりに取り組んでいけるよう、地域の健康づくり活動の核となる人材を発掘し、養成する。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象

健康づくりに興味、関心があり、企画・運営などを行いたい方

エ 対応者

地域保健課職員、健康づくりボランティア会員

オ 内容

市健康づくり施策について、ボランティア概要、各地区ボランティア団体の活動内容について、グループワークなど、修了者に各地区ボランティア団体へ入会推奨

カ 実績

単位：人

区分		参加人数
年度		
R 5	1 月	2 3
R 4	1 0 月	1 0
	1 1 月	1 2
対 比		1

キ 事業の経過

平成16年度 全市対象「健康づくりマネージャー養成講座」を実施
平成28年度 事業名を「健康づくりボランティア養成講座」に変更
令和3年度 感染拡大防止のため中止
令和4年度以降 ボランティア全体研修会と同時開催

ク まとめ

令和5年度は「いるま健康づくりサポート会」、「元気な宮・二すけっと隊」、「健康西武サポート会」、「金子根通り健康づくりサポート会」が活動中で、東金子地区・藤沢地区・豊岡地区は休会中である。会員の高齢化に伴い、会員が減少していることや、新型コロナによる活動の縮小化により、活動継続が難しくなっている。今後の状況に合わせて、既存の健康づくりボランティアを支援していく必要がある。

(2) 健康づくりボランティア全体研修会

ア 目的

健康づくりボランティアの地区活動をさらに推進するためのスキルアップ、団体間の情報交換を行い交流を図る。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象

各地区健康づくりボランティア会員、市民

エ 対応者

地域保健課職員、外部講師

オ 内容

市健康づくり施策の講座、外部講師による講演、各団体活動紹介、グループワークなど

カ 実績

単位：人

区分		参加人数
年度		
R 5	1 月	2 3
R 4	1 0 月	1 0
	1 1 月	1 2
対比		1

キ 事業の経過

平成 2 6 年度 事業開始

平成 2 8 年度 事業名を「健康づくりマネージャー」から「健康づくりボランティア」へ変更

令和 3 年度 感染拡大防止のため中止

令和 4 年度以降 ボランティア全体研修会と同時開催

ク まとめ

令和 5 年度は、健康づくりボランティアの活動イベントに参加希望する方はいたが、健康づくりボランティアの会員になる方はいなかった。新しい健康づくりボランティアを養成することが難しい状況が続いている。今後の新しい健康づくりボランティアの養成について検討していく必要がある。

(3) 健康づくりネットワーク事業

ア 目的

地域の団体と協力して各地区健康づくりボランティアが地域のニーズに合った健康づくり事業を展開できるよう支援し、市民の健康づくりに対する意識の向上を目指す。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象

市民

エ 対応者

地域保健課職員

オ 内容

健康づくりボランティアの活動支援

カ 実績

単位：人

区分 年度	地区名	年間活動 延べ回数	事業参加 延べ人数
R 5	宮寺・二本木地区	1 2	8 5
	西武地区	1 1	1 1 6
	金子地区	1 1	7 5
	藤沢地区	—	—
	豊岡地区	—	—
	東金子地区	—	—
R 4	宮寺・二本木地区	9	4 3
	西武地区	4	4 4
	金子地区	1 4	2 0 3
	藤沢地区	—	—
	豊岡地区	—	—
	東金子地区	—	—
対比	宮寺・二本木地区	3	4 2
	西武地区	7	7 2
	金子地区	— 3	— 1 2 8
	藤沢地区	—	—
	豊岡地区	—	—
	東金子地区	—	—

キ 事業の経過

平成19年度 各地区ボランティアの活動支援を実施

平成30年度 豊岡地区休会

令和2年度 東金子地区休会、感染拡大防止のため各団体とも活動を自粛

令和3年度 藤沢地区休会、各団体ともに感染拡大防止に努めながら活動

ク まとめ

既存団体のメンバーの高齢化が進んでおり、活動の継続が難しい傾向にある。既存団体がやりがいをもって活動出来るように支援をしていく必要がある。

(4) 生活習慣改善セミナー

ア 目的

- (ア) 生活習慣病に関する情報提供及び知識の普及啓発を行う。
- (イ) 市民が自分の生活習慣を見直すきっかけとする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象

市民

エ 対応者

医師、保健師、管理栄養士

オ 内容

生活習慣病（肥満、高血圧、脂質異常、高血糖、慢性腎臓病等）をテーマに講師を招いて開催。

カ 実績

単位：人

区分 年度	内容	参加人数 (延べ)	オンライン 参加人数	計
R 5	生活習慣病対策 ～高血圧について考えよう～	4 6	1 2	5 8
R 4	CKDってなあに？ ～慢性腎臓病の予防と治療～	3 2	2 5	5 7
対比		1 4	－ 1 3	1

キ 事業の経過

- 平成16年度 事業開始。各回でテーマを変えながら、生活習慣に関する知識の普及啓発活動を実施
- 令和3年度 感染拡大防止のため中止

ク まとめ

昨年同様、会場での開催に加え、市公式 YouTube での限定配信にて実施した。またテーマを入間市の健康課題である高血圧に焦点をあて、市民への知識の普及啓発を行った。来年度も市民の興味関心のある、生活習慣病に関する情報提供などの場として開催していく。

(5) たばこ・アルコールに関する普及啓発事業

ア 目的

たばこ及びアルコールに関する健康被害への理解・知識の普及啓発を行い、市民の健康増進を図る。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象

市民

エ 対応者

地域保健課職員

オ 内容

たばこ・アルコールが及ぼす健康への害についての普及啓発、たばこ・アルコールに関する相談窓口や指導の機会を設ける、禁煙と適正飲酒に関する普及啓発等

カ 実績

内 容	区分
禁煙、アルコールに関する健康相談を実施	たばこ アルコール
市公式ホームページや掲示物、健康づくりの教室（健康相談、講師派遣、健康教室等）、乳幼児健診時においてチラシ配布、たばこ・アルコールに関する動画配信による普及啓発	たばこ アルコール
4月「受動喫煙防止対策について」を市公式ホームページに掲載	たばこ
5月31日世界禁煙デーに併せて、市公式 SNS 及び FM チャッピーにて普及啓発。5月19日～31日、本庁の市民ギャラリーにおいて、ポスター・パンフレット・旗による普及啓発を実施。	たばこ
11月6日～11月10日のアルコール関連問題啓発週間に併せて、市公式 SNS 及び FM チャッピーにて普及啓発。本庁の市民ギャラリーにおいて、ポスター・パンフレット・旗による普及啓発を実施。	アルコール

キ 事業の経過

平成25年度以前からたばこ・アルコールに関する取り組みを実施していたが、「第3次健康いるま21計画」の推進のため、重点的に取り組みを行っている。

ク まとめ

令和5年度はたばこ・アルコールの普及啓発動画を作成し、乳幼児健診や市公式 YouTube で配信した。今後も知識の普及や、喫煙者及び多量飲酒の減少に向けての取り組みを実施していく。

(6) 運動教室等

ア 目的

市民自らの健康づくりのための身体活動・運動の必要性和知識の普及・啓発を図り、運動習慣獲得への動機付けを行う。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象

市民

エ 対応者

健康運動指導士

オ 内容

単位：人

ほぐストレッチ教室		
年度	回数	参加延べ人数
R 5	3	6 0
R 4	3	5 7
対比	0	3

筋トレウォーキング教室		
年度	回数	参加延べ人数
R 5	3	8 7
R 4	3	5 8
対比	0	2 9

地域ウォーキング活動立ち上げ、支援等			
年度	回数	団体数等	参加延べ人数
R 5	7	5	1 1 4
R 4	1 2	7	2 5 9
対比	－ 5	－ 2	－ 1 4 5

カ 事業の経過

平成14年度 各種運動教室を実施

令和元年度 ほぐストレッチ教室の実施開始

令和3年度 筋トレウォーキング教室の実施開始

キ まとめ

「第3次健康いるま21計画」における運動課題の目標達成に向け、ウォーキング活動の立ち上げ及び支援と、参加しやすい運動プログラムの提供を実施した。令和5年度は、ウォーキングの支援回数が少なかったことと、参加者数が多いイベントが開催されなかったことにより、延べ参加者数が少なくなっている。

(7) お店で健康相談

ア 目的

市内商業施設と連携して健康相談を実施することにより、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康増進を図れるよう支援する。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象

市民等

エ 対応者

地域保健課職員、健康管理課職員、国保医療課

オ 内容

商業施設を会場に、血圧測定や簡易血管年齢測定、健康相談、各種健診・がん検診受診のPRなどを行う。

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施場所	日程	参加人数	計
R 5	彩の森公園	7月13日（木）	50	428
	フーズマーケット さえき小谷田店	7月14日（金）	60	
	ベルク入間野田店	10月17日（火）	74	
	いるとこ農産物直売所	10月19日（木）	32	
	マミーマート金子店	10月26日（木）	21	
	いなげや入間春日町店	11月1日（水）	46	
	コープ武蔵藤沢店	11月7日（火）	26	
	三井アウトレットパーク入間	12月9日（土）	119	
R 4	—	—	—	—
対比				428

キ 事業の経過

平成25年度 丸広百貨店と連携して、「健康フェア」を実施

令和4年度 イオンスタイル入間店で実施の計画をしていたが感染拡大防止のため中止

ク まとめ

今後は、春と秋に成人保健事業を集中的に実施する「健康づくりWEEK」期間内にお店で健康相談を実施することにより、多くの市民の健康意識の向上に努める。

(8) トレーニング室事業

ア 目的

市民の主体的な健康づくりのため、個々の健康状態にあわせた運動処方を行い、運動の習得と習慣化を促進することを目的とし、総合的な健康づくりの場として設置した。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象

15歳以上（中学生を除く）でセンターが行う講習または個別対応を修了した方

エ 対応者

業務委託スタッフ、健康運動指導士

オ 内容

利用時間

月曜から土曜 午前9時から午後9時（受付終了午後8時）

日曜日・祝日 午前9時から午後5時（受付終了午後4時）

初回講習会

問診、身体測定、血圧測定

トレーニング機器の利用説明、トレーニング室利用における注意事項の説明

使用料

	65歳未満	65歳以上
1回券	400円	300円
回数券（11枚綴り）	4,000円	3,000円
シャワー利用/1回	100円	100円
超過料金/2時間	400円	300円
障害者	100円	100円

※市内、所沢市、狭山市、飯能市もしくは日高市以外の地域にお住まいの方（市内に在勤又は在学する方を除く。）の使用料は倍額

※65歳以上の区分については、1年間の緩和措置とし、令和6年4月1日からは、65歳以上の区分を廃止。

カ 実績

初回講習会と年間利用者数

単位：人

区分 年度	講習会 回数	参加人数			年間延べ
		男性	女性	合計	利用者数
R5	151	170	161	331	33,805
R4	184	261	243	504	41,282
対比	-33	-91	-82	-173	-7,477

※回数及び参加人数には個別対応を含みます。

キ 事業の経過

平成15年度 トレーニング室開設、体力度測定を開始。一部業務委託開始

平成20年度 業務委託による運営を開始（日中の体力度測定は職員対応）

平成25年度以降 完全業務委託へ移行

令和2年度 感染拡大防止のため、「体力度測定」を「初回講習会」に変更

令和5年度 利用料の改定（100 円の値上げ、シャワー利用料 100 円、障害者 100 円、定期券廃止）、運営時間の見直し

ク まとめ

高齢者の利用が多く、高齢者の健康増進・介護予防、生きがい活動の推進の一助となっている。また、生活習慣病の普及啓発の場として情報を発信し、重症化予防・医療費抑制を担っている。さらに、障害者の利用も多く、障害者の社会参加とノーマライゼーションの推進となっている。令和5年度から利用料の改定（値上げ）となり、定期券の販売も廃止となったため、利用者が減少している。今後も保健・医療・福祉を包括的に捉え、市民の健康増進の場として推進していく。

（9）歯と口腔の健康フェア講演・相談会

ア 目的

「歯と口の健康週間」の行事として、歯と口腔の衛生に関する正しい知識を普及・啓発するとともに、歯科疾患の予防のために健診・相談を行い、併せてその早期発見をし、早期治療を勧めることにより、歯の寿命を延ばし健康の保持増進を図る。

イ 根拠・関連法令

歯と口の健康週間実施要領

入間市歯と口腔の健康づくり推進条例

ウ 対象者

市民

エ 対応者

入間市歯科医師会、歯科衛生士会狭山支部、地域保健課職員

オ 内容

第一部・第二部講演会、個別相談会

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	実施日	参加人数	相談人数
R 5	6月11日	37	8

※令和2年～4年度は、感染拡大防止のため中止

キ 事業の経過

昭和62年度 「むし歯予防デー」として事業開始

平成27年度 口腔がん検診を導入

平成28年度 タイトルを「歯と口腔の健康フェア」に変更

令和5年度 講演会・相談会として実施

ク まとめ

令和5年度は、講演会を2部制で実施し併せて個別相談会も行った。

(10) 講師派遣

ア 目的

専門職が地域へ出向き、各団体の講師として子育てや健康づくりに関する正しい知識を提供することにより、市民の健康に対する意識の向上と生活習慣の改善を図る。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象

10名以上の市民の団体又はグループ（営利目的や宗教団体を除く）やイベント会場（公民館、憩いの家、その他）

エ 対応者

保健師、管理栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士、精神保健福祉士など

オ 内容

簡易血管年齢測定、血圧測定、保健師による子どもや大人の健康相談や健康講座、管理栄養士による栄養相談や栄養講座、歯科衛生士によるお口の健康講座、健康運動指導士による運動講座や運動実践、精神保健福祉士によるこころの講座など

カ 実績

単位：人

	R 5		R 4		対比
	回数	人数	回数	人数	
子どもの健康	5	91	6	170	
おとなの健康	7	180	5	90	
高齢者の健康	21	407	14	246	
こころの健康	4	83	2	44	
栄養・食生活	21	326	8	183	
運動	22	549	17	397	
歯と口腔	38	1,124	44	1,107	523
計		2,760		2,237	

キ 事業の経過

平成15年度 各団体の依頼により実施

平成29年度 専門職が地区担当制となり、各地区で依頼を受け実施

ク まとめ

新型コロナの落ち着きとともに、講師派遣依頼も増加傾向となっている。子育て支援センターから高齢者団体まで幅広い世代から依頼があり、各団体の要望に合わせた講座を行っている。講師派遣は専門職が地域に出向く良い機会のため、健康に関する知識の普及啓発とともに、健康福祉センターの周知も積極的に行っていく。

(11) 健康マイレージ推進事業

ア 目的

市民が歩数計を使ってポイントを貯めながら楽しくウォーキングを続けることにより、健康づくりを進められるよう支援する。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象

市内在住又は在勤の18歳以上の方

エ 対応者

県健康マイレージ事務局、地域保健課職員

オ 内容

専用歩数計、スマートフォンを使用して歩数を計測

タブレット端末（リーダー）設置

「ウォーキングのすすめ」にて、歩数計の配布

カ 実績

区分 年度	健康マイレージ	ウォーキングのすすめ	
	参加人数（うち、新規参加者）	回数	参加延べ人数
R5	4,056（307）	8	120
R4	3,772（659）	8	147
対比	284（-352）	0	-27

キ 事業の経過

平成29年度 事業開始

令和2年度 「ウォーキングのすすめ」開始

令和3年度 老人クラブ連合会を対象に追加実施

令和5年度 埼玉県コバトン健康マイレージ事業終了

ク まとめ

歩数によりポイントを貯めて抽選で賞品に交換ができ、楽しみながらウォーキングを実践する事業であり、令和元年度からは健康教室等に参加した方に歩数計を配布した。部内で連携を図り様々な機会にPRし、事業の周知をすることにより、多くの申込みがあった。埼玉県コバトン健康マイレージ事業は令和5年度をもって終了となる。

(12) 健診結果の個別相談

ア 目的

健診受診者に対して、個別に健診の結果説明を行い、生活習慣の見直しや健康の保持増進を図る。

特定保健指導該当者には、対象者自身が特定健康診査の結果と生活習慣改善の必要性を理解し、行動目標を設定し、自己管理ができるようになることを目指す。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象

市民

エ 対応者

保健師、管理栄養士

オ 内容

血圧測定、個別相談

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施回数	個別相談数	
			特定保健指導 該当者(再掲)
R 5	1 1	3 1	4
R 4	1 2	6 0	1
対比	－ 1	－ 2 9	3

※特定保健指導該当者は、第5 2(2)の再掲

キ 事業の経過

令和元年度 事業開始
令和2年度 感染拡大防止のため4回中止
令和3年度 感染拡大防止のため8回中止
令和5年度 予約者がいなかったため、1回中止
積雪の影響で、電話対応で終了した回あり

ク まとめ

健康診断の個別相談が行えるため、本事業のニーズは高い。本事業を実施することで、対象者のニーズに合った保健指導を行うことができた。

前年度と比較し、特定保健指導の対象者は増加したものの、個別相談件数が半減したため、今後も事業周知を図る必要がある。

(13) トレーニング室ミニデイサービス

ア 目的

住民主体通所型サービス事業のプログラムの一つとして、トレーニング室の機器を利用したプログラムを提供している。介護予防における運動を取り入れた事業を実施し、ロコモティブシンドロームやフレイル予防を目的とし健康増進及び介護予防に資することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

介護保険法、健康増進法

ウ 対象

住民主体通所型サービス事業利用者

エ 対応者

住民主体通所型サービス事業運営スタッフ、健康運動指導士

オ 内容

トレーニング機器を利用したプログラムの提供

カ 実績

単位：人

年度	回数	参加人数
R 5	6	5 5
R 4	6	4 9
対比	0	6

キ 事業の経過

令和元年度 事業開始。感染拡大防止及び悪天候のため2回中止

令和2年度 感染拡大防止のため4回中止

令和3年度 感染拡大及び悪天候のため5回中止

ク まとめ

トレーニング室における通所型介護予防事業の連携事業として、令和元年度から開始している。令和2年度から令和3年度は、感染拡大防止により回数・参加者数が減っているが、令和4年度から活動が再開した。健康福祉センターのトレーニング室では、健康づくりの推進及び介護予防に資する事業も推進していく。

(14) 食べて学ぼう！高血圧予防教室

ア 目的

生活習慣病の原因の一つである高血圧についての知識の普及啓発を行い、生活習慣病に関連する心臓病や脳血管疾患などの重症化予防につなげる。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象

市民

エ 対応者

保健師、管理栄養士

オ 内容

血圧・簡易血管年齢測定。希望者に対し、みそ汁の塩分濃度測定。

高血圧についての講話（高血圧症、栄養、運動など）、減塩料理の試食
減塩料理のポイントについて講話

カ 実績

単位：人

区分 年度	回数	参加人数
R 5	2	23
R 4	6	25
対比	- 4	- 2

キ 事業の経過

令和2年度 事業開始。感染拡大防止のため1回中止
 令和3年度 感染拡大防止のため6回中止
 令和4年度 参加者が集まらず1回中止
 令和5年度 減塩料理の試食と講話を開始

ク まとめ

令和4年度は各地区で開催したが、いずれも参加者が集まらない状況であり、1回は中止となっている。令和5年度は減塩料理の試食を開始したところ、大変好評であった。令和6年度もメニューを変えて実施予定である。

(15) 高血圧個別教室

ア 目的

特定健診の結果、血圧が高値の方に対して、生活習慣の改善を個別支援し、生活習慣病の予防につなげる。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

ウ 対象

前年度の特定健診の結果、①または②に該当する方（40～64歳）

① 収縮期血圧130mmHg以上140mmHg未満かつ拡張期血圧が90mmHg未満

② 収縮期血圧140mmHg未満かつ拡張期血圧85mmHg以上90mmHg未満。

（血圧を下げる薬の服薬者、特定保健指導に該当する方は除く）

エ 対応者

保健師、管理栄養士

オ 内容

個別相談会を2回行う。

①個別相談会、尿検査、血圧測定

②①より約3か月後に個別相談会、尿検査、血圧測定、希望者に対しみそ汁の塩分濃度測定

カ 実績 単位：人

区分 年度	回数	参加延べ人数
R 5	6	3 8

キ 事業の経過

令和5年度 事業開始

ク まとめ

令和5年度より新規事業として開始し、対象者227名に対して勧奨通知を行った。参加者は意識の高い方が多く、2回目の相談会では生活習慣の改善がみられた方が多かった。また、相談会で高血圧予防教室やこころの健康教室を紹介したところ、紹介した事業にも参加された方が多かったため、次年度以降も日程の設定を工夫していきたい。

(16) こころの健康教室～こころとからだのセルフケア～

ア 目的

社会生活の中でストレスを感じている市民が多く、ストレス対処に関する相談を受けることが増えている。そのなかで、ストレスに関する講話とセルフケア方法の演習を通し知識を深めることで、自身のメンタルヘルスの調整方法を学び、精神疾患の予防と健康増進を図る。

イ 根拠・関連法令

健康増進法、精神保健福祉法

ウ 対象

市民

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

講座 ストレスのメカニズムを知って対処法を学ぼう！

実践！一人でできるリラックス法

カ 実績 単位：人

区分 年度	回数	参加人数
R 5	4	3 0

キ 事業の経過

令和5年度 事業開始

ク まとめ

高血圧個別教室で教室の紹介をしたところ、参加される方が多かった。リラックス

ス法を実践され、効果を感じた方が多かった。今後も参加者が興味関心を高められるような体験型の講座を行っていく。

2 食育推進事業

食を取り巻く環境は核家族化やライフスタイルの多様化に伴って大きく変化している。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進していく。

(1) 食生活改善推進員「リーダー研修会」

ア 目的

食生活改善推進員の活動に必要な情報の提供等を行い、食生活改善推進員の育成を図る。

イ 根拠・関連法令

食育基本法

食生活改善推進員の活動について（健医健発51平7.6.19）

ウ 対象

食生活改善推進員協議会の支部長、副支部長等

エ 対応者

食生活改善推進員役員、管理栄養士、健康運動指導士

オ 内容

月1回、テーマに沿った講義又は実技、調理実習を実施

	テーマ		テーマ
4月	春のお弁当料理	10月	米料理
5月	オーラルフレイル	11月	お正月料理
6月	メタボリックシンドローム 対策の食事	12月	クリスマス料理
7月	高齢者向け献立	1月	運動講座
8月	運動講座	2月	お菓子作り
9月	乳製品を使った料理	3月	適塩料理

カ 実績

単位：人

区分 年度	回数	参加延べ人数
R5	12	182
R4	12	190
対比	0	-8

キ 事業の経過

平成15年度以降 入間市食生活改善推進員協議会と共催で実施
 令和3年度 感染拡大防止のため4回中止
 令和4年度 毎月第一水曜日に開催

ク まとめ

研修会参加者が講座や実習で学んだことを各支部の定例会で伝達することにより、全会員に知識や情報を提供している。地域保健課職員から会員へ最新の健康づくり情報等を提供し、普及することができた。

食生活改善推進員協議会の地域活動活性化のため支援を継続し、PRに力を入れていく。

(2) 食生活改善推進員養成講座

ア 目的

地域における食生活改善の組織的活動を行う食生活改善推進員の養成及び食生活改善事業の円滑な推進を図る。

イ 根拠・関連法令

食育基本法

婦人の健康づくり推進事業等実施要綱（健医発883平6.8.2）

国民の健康づくり地方推進事業の推進について（健医健発53平10.6.22）

ウ 対象

市内に在住し、食生活改善推進員の活動の目的に賛同し、自ら推進員となって、ボランティア活動を実践する意欲のある方

エ 対応者

管理栄養士、保健師、歯科衛生士、健康運動指導士、食生活改善推進員役員・会員

オ 内容

隔年で実施

（旧）厚生省からの通達「婦人の健康づくり推進事業等実施要綱」（健医発883平6.8.2）、「食生活改善推進員の養成にポイント制の導入と男子会員の加入について（通知）」（日食協発第171号）にそって実施

カ 実績

単位：人

区分 年度	参加人数	参加延べ人数
R5	5	39
R4	実施なし	—
対比	—	—

キ 事業の経過

平成11年度以降 隔年で実施
 平成27年度 ポイント制を導入。男性の参加申込の受付を開始

ク まとめ

隔年実施のため、令和4年度は未実施であった。

食生活改善推進員協議会の会員数は高齢化やコロナ禍に伴い年々減少傾向であり、令和5年度は5名の受講があったが、会員になる人はいなかった。会の継続運営のためにも会の活動周知・支援を行いながら、養成講座による新規会員獲得も継続の必要がある。

(3) 食育講演会

ア 目的

食育に関する情報や知識の普及啓発を行うことにより、食育の推進を図る。

イ 根拠・関連法令

食育基本法

第2次元元気な入間 食育推進計画

ウ 対象

市民

エ 対応者

地域保健課職員、外部講師

オ 内容・実績

単位：人

区分 年度	内容	参加者数	オンライン 参加者数	計
R5	【講演】目からウロコの野菜の話 知って食べよう！いるまの野菜	58	25	83
R4	【講演】実践！食生活から健康づくり ～フレイルに負けないからだ作りは食事から～	22	10	32
対比		36	15	51

カ 事業の経過

平成25年度、平成27年度 食育講演会を実施

平成29年度 「第2次元元気な入間 食育推進計画」策定に伴い、取り組みの1つとして事業を実施

令和2年度、令和3年度 感染拡大防止のため中止

キ まとめ

令和4年度に3年ぶりの開催となり、会場開催と後日の動画配信にて行ったところ、オンラインでの参加者希望が見受けられたため令和5年度もハイブリッド形式での講演会とした。会場、動画配信ともに多くの方に参加いただけた。今後もニーズに沿った方法で食育推進の取り組みの1つとして実施していく。